

○ 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第7 報告等</p> <p>1 協会は、第3の事業（以下「利子助成金交付事業」という。）が完了するまで毎年度、<u>経営局長の求めに応じ、別記様式第1号により当該年度の利子助成金交付計画書を作成し、当該年度開始前に提出しなければならない。</u></p> <p>2 協会は、1の交付計画を変更しようとする場合には、<u>経営局長の求めに応じ、別記様式第2号による交付計画変更書を提出しなければならない。</u>ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更についてはこの限りではない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係）</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり<u>提出</u>する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>2 添付書類 利子助成金等交付事業に関する事業計画書及び収支予算書 (注) <u>添付書類について、提出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイト下のURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別記様式 第2号（第7の2関係）</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金交付計画変更書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p>	<p>第7 報告等</p> <p>1 協会は、第3の事業（以下「利子助成金交付事業」という。）が完了するまで毎年度、別記様式第1号により当該年度の利子助成金交付計画書を作成し、<u>当該年度開始前に経営局長に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 協会は、1の交付計画を変更しようとする場合には、別記様式第2号による<u>交付計画変更承認申請書を経営局長に提出し、その承認を受けなければならない。</u>ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更についてはこの限りではない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係）</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者名</p> <p>東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり<u>承認を申請</u>する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>2 添付書類 利子助成金等交付事業に関する事業計画書及び収支予算書 (新設)</p> <p>別記様式 第2号（第7の2関係）</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金交付計画変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p>

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で提出した上記の利子助成金交付計画について、下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、提出する。

記

1・2 (略)

別記様式 第3号 (第7の3関係)

年度利子助成金交付実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 (略)

2 添付書類

利子助成金交付事業に関する事業報告書等

(注) 添付書類について、報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別表17 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)

1～3 (略)

4 (令和4年度措置に係るもの)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資金
(1) 農林漁業セーフティネット資金 (農業経営復旧・復興対策)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)

住 所
申請者名

年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の利子助成金交付計画について、下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

記

1・2 (略)

別記様式 第3号 (第7の3関係)

年度利子助成金交付実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 (略)

2 添付書類

利子助成金交付事業に関する事業報告書等

(新設)

別表17 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)

1～3 (略)

(新設)

(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	1億 円 (注3)
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表18 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑳ (略)

㉑ 令和4年3月18日から令和4年3月31日までの間に融通されたもの
(略)

㉒ 令和4年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)	5年以下	0.17%
	5年を超え6年以下	0.18%
	6年を超え7年以下	0.20%
	7年を超え8年以下	0.21%
	8年を超え9年以下	0.23%
	9年を超え10年以下	0.25%
	10年を超え13年以下	0.35%
	13年を超え16年以下	0.45%
	16年を超え18年以下	0.50%
(2)、(3)、(8)、(13)	5年以下	0.17%
	5年を超え6年以下	0.18%
	6年を超え7年以下	0.20%
	7年を超え8年以下	0.21%
	8年を超え9年以下	0.23%
	9年を超え10年以下	0.25%
	10年を超え13年以下	0.35%
	13年を超え16年以下	0.45%
	16年を超え28年以下	0.50%
(4)、(9)		0.65%
(5)、(6)、(10)、(11)、 (12)、(14)		0.50%
(7)		成功判定区分が 「高」の場合2.00% 「中」の場合2.00% 「低」の場合0.40%

(※1)～(※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～⑳ (略)

㉑ 令和4年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの
(略)

㉒ 令和4年4月1日以降に融通されたもの

別表18 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑳ (略)

㉑ 令和4年3月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(※1)～(※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～⑳ (略)

㉑ 令和4年3月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤強化資 金の貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 50%	5年以下	0. 17%	農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準
	5年を超え6年以下	0. 18%	
	6年を超え7年以下	0. 20%	
	7年を超え8年以下	0. 21%	
	8年を超え9年以下	0. 23%	
	9年を超え10年以下	0. 25%	
	10年を超え13年以下	0. 35%	
	13年を超え16年以下	0. 45%	
	16年を超え18年以下	0. 50%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 50%	0. 50%

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～⑳ (略)

㉑ 令和4年3月18日から令和4年3月31日までの間に融通されたもの

㉒ 令和4年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 50%	0. 50%

(注)

1・2 (略)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～⑳ (略)

㉑ 令和4年3月18日以降に融通されたもの

(新設)

(注)

1・2 (略)

附 則 (令和4年3月31日3経営第2626号)
この通知は、令和4年4月1日から施行する。